

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会報告書（骨子）（案）

令和4年●月

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会

目次

はじめに.....	1
第1章 森林環境保全税創設の趣旨とその評価.....	1
1 鳥取県における課税自主権の活用.....	1
(1) 課税自主権の概要.....	1
(2) 森林環境保全税の創設.....	1
ア 本県において課税自主権の活用を検討した経緯.....	1
イ 森林環境保全税の創設.....	1
ウ 課題への対応.....	1
2 森林環境保全税の改正の経緯.....	2
3 森林環境保全税を活用した事業の実績と課題.....	2
(1) 森林環境保全税の税収及び基金の状況.....	2
(2) 森林環境保全税を活用した事業の実績.....	2
(3) 森林環境保全税を活用した事業の成果と課題.....	4
ア とっとり環境の森緊急整備事業.....	4
イ 間伐推進（間伐及び作業道整備）.....	4
ウ 竹林対策（竹林の適正管理及び林種転換等）.....	4
エ 森林景観対策事業.....	4
オ とっとり県民参加の森づくり推進事業.....	4
第2章 森林環境保全税を取り巻く環境変化と今後のあり方について.....	5
1 鳥取県が目指す森林の姿と財政状況.....	5
(1) 鳥取県の森林の現状.....	5
(2) 鳥取県が目指す森林の姿と今後取組が必要な課題.....	5
(3) 鳥取県の財政状況.....	5
2 国による森林環境税・森林環境譲与税創設と県の森林環境保全税の関係.....	5
(1) 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の創設.....	5
(2) 森林環境税と森林環境譲与税の創設.....	6
(3) 森林環境譲与税の主な用途と財政需要、森林環境保全税との関係整理.....	6
3 森林環境保全税の財政需要.....	6
(1) 用途の再整理.....	6
ア 間伐推進（間伐及び作業道整備）.....	6
イ 竹林対策（竹林の適正管理及び林種転換等）.....	6
ウ 森林景観対策.....	6
エ とっとり県民参加の森づくり推進事業.....	7
(2) 財政需要の試算結果.....	7
4 県民アンケートの結果概要.....	8
(1) 調査概要.....	8
(2) 主な集計結果.....	8
5 課題への対応.....	8
(1) 認知度の向上.....	8
ア 広報等による認知度向上.....	8
イ 用途事業への参加による認知度向上.....	9
(2) 成果の公表.....	9

第3章 令和5年度以降の森林環境保全税の基本的方向（提言）	10
1 森林環境保全税の制度	10
（1）制度の基本的方向	10
（2）税率	10
（3）適用期間	10
（4）名称	10
2 森林環境保全税を活用する事業（案）	11
3 森林環境保全税の存続に当たり留意すべき点	11
（1）県民参加の推進	11
（2）・・・	11
おわりに	11
検討会委員名簿・開催実績	11
付属資料	11

はじめに

第1章 森林環境保全税創設の趣旨とその評価

1 鳥取県における課税自主権の活用

(1) 課税自主権の概要

- ・地方公共団体は、地方税の税目や税率設定などについて自主的に決定し、課税できるととされている。
- ・平成12年度の「地方分権一括法」制定を契機に、地方団体が課税自主権を活用しやすいよう、法定外税における国の関与の縮減や超過課税における税率設定の自由度の拡大など、これまで制度の見直しが図られてきた。

(2) 森林環境保全税の創設

ア 本県において課税自主権の活用を検討した経緯

- ・本県における地方税の充実確保について幅広い視野で研究を行うことを目的に、平成11年に「鳥取県における地方税のあり方研究会」を設置。
- ・検討の中で、環境に関連した法定外税の創設の一つとして「森林保全及び水源涵養に係る法定外税」が提示された。

イ 森林環境保全税の創設

- ・「鳥取県における地方税のあり方研究会」における研究結果を踏まえ、関係各課において、具体的な税の仕組みについて検討。
- ・水道料金への課税と均等割への課税について、県民意見を参考に検討した結果、森林の恩恵は県民全体が享受しており、広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、みんなで守り育てる意識の醸成を図る必要があるとして、均等割への超過課税方式により課税することとなった。

項目		概要
趣旨・目的		すべての県民が享受している森林の公益的機能の発揮のため、森林環境の保全及び森林を守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てる。
課税方式		県民税均等割 超過課税方式
納税義務者		県民税均等割を納税する個人及び法人
税額	個人	年間300円
	法人	県民税均等割額の3%相当額 (資本金等の額に応じ、年間600円～24,000円)

ウ 課題への対応

- ・均等割への超過課税方式では、受益と負担の関連性が希薄となることから、税の趣旨を県民に伝えるという課題に対し、次の3つの対応がとられた。
 - ① 税に呼称をつける。
 - ② 基金により積立、目的税的な用途の管理を行う。
 - ③ 事業成果が県民に見えやすい仕組みを工夫する。

2 森林環境保全税の改正の経緯

創設以後、本県の森林の状況に対応する形で、使途や税率について見直しを実施してきた。

区 分	内 容
第 1 期 (平成 17 年度 ～ 平成 19 年度)	適用期間：3 年 使途：強度間伐、荒廃地の生育環境整備、森林体験企画 税率：個人…年間 3 0 0 円、 法人…年率 3 % (資本金等の額に応じ、年間 600 円～24,000 円)
第 2 期 (平成 20 年度 ～ 平成 24 年度)	適用期間：5 年 使途の拡充：保安林・普通林の保全整備、竹林の拡大防止と適正管理、森林景観対策、モザイク林造成等を追加 税率：個人…年額 5 0 0 円、 法人…年率 5 % (資本金等の額に応じ、年間 1,000 円～40,000 円)
第 3 期 (平成 25 年度 ～ 平成 29 年度)	適用期間：5 年間 使途の拡充：補助率の変更、竹林対策の拡充 税率：据置き
第 4 期 (平成 30 年度 ～ 令和 4 年度)	適用期間：5 年間 使途、税率：据置き

3 森林環境保全税を活用した事業の実績と課題

(1) 森林環境保全税の税込及び基金の状況

(単位：百万円)

年度	第 1 期 (H17～H19)	第 2 期 (H20～H24)	第 3 期 (H25～H29)	第 4 期					合計 (H17～R3)
				H30	R1	R2	R3	R4	
税込額	302	878	885	175	176	177	176	175	2,770
積立額	269	866	890	175	173	180	177	176	2,729
使途額	190	812	775	168	181	160	173	171	2,459
基金 残高	79	133	247	254	246	267	270	275	

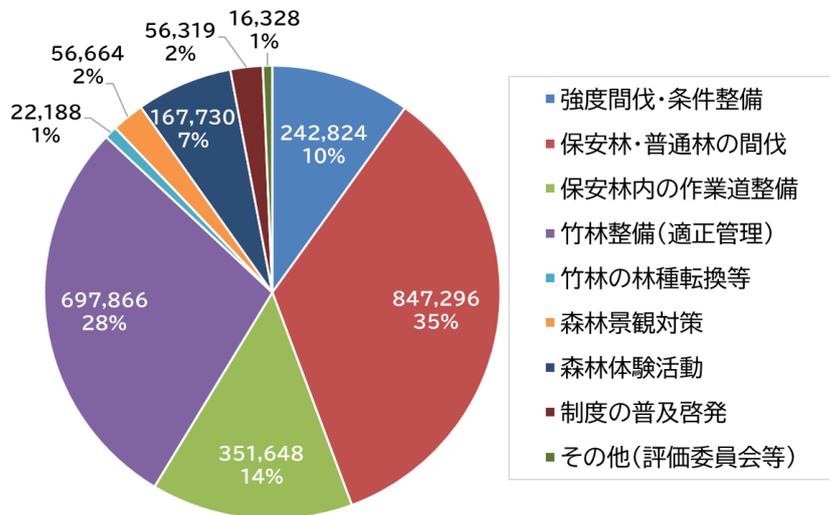
・ R 4 は、当初予算額に基づく見込額

(2) 森林環境保全税を活用した事業の実績

- 森林環境保全税を活用した事業（使途事業）の一覧とこれまでの実績は下表のとおり。手入れが必要な人工林の間伐や作業道整備、放置された竹林の解消、県民参加型の森林体験活動の支援等を実施してきた。

区分	使途事業	H17～R3 の実績		
		事業量	事業費	
公益的機能の発揮のための森林整備	とっとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わって行うスギ・ヒノキ人工林の強度間伐、荒廃地の条件整備（針広混交林への誘導） 【事業主体】 県 【補助率】 ー	1,058 ha	242,824 千円	
	間伐推進	保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐を支援 【事業主体】 森林所有者等 【補助率】 保安林 8/10（うち造林事業 6.8/10） 普通林 7.5/10（うち造林事業 6.8/10）	16,102 ha	847,296 千円
		保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備を支援 【事業主体】 森林所有者等 【補助率】 8/10（うち造林事業 6.8/10） 8/10（うち森づくり作業道整備事業 5/10）	995,327 m	351,648 千円
	竹林対策	竹林整備事業（竹林の適正管理） 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援 【事業主体】 森林所有者、市町村等 【補助率】 (1) 竹林の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設：8/10 (2) 伐採竹の搬出：定額（1,200円/m3又は1,000円/t）	242 ha	697,866 千円
		竹林の林種転換及び保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹の駆除を支援 【事業主体】 森林所有者等 【補助率】 8/10（うち造林事業 6.8/10）	276 ha	22,188 千円
	森林景観対策事業 国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援 【事業主体】 市町村 【補助率】 3/4	1,549 ha	56,664 千円	
	モザイク林造成への上乗せ補助 モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林を支援 【事業主体】 森林所有者等 【補助率】 8/10（うち造林事業 6.8/10）	—	—	
意守 識り森 の育林 醸成を 成る	とっとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施を支援 【事業主体】 ボランティア団体等 【補助率】 10/10	参加者数 80,197 人	167,730 千円	
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知（各種広報） 【事業主体】 県 【補助率】 ー	新聞広告、 フォーラム等 で広報	56,319 千円	

事業費(H17～R3) (単位:千円)



(3) 森林環境保全税を活用した事業の成果と課題

ア とっとり環境の森緊急整備事業

- <成果>・奥地等で条件が不利で手入れが遅れた森林について、森林所有者に代わって間伐を行い、下層植生の回復と森林機能の維持・改善が図られた。
- <課題>・緊急に間伐が必要な箇所は初期に集中的に実施したため、本事業の実施箇所は減少し、平成26年度以降は事業実績がない。

イ 間伐推進（間伐及び作業道整備）

- <成果>・上乗せ補助による経費負担軽減により、森林所有者の間伐実施に対する意欲が維持され、手入れが必要な森林の間伐が進んだ。県税の支援により対応可能な間伐の進捗は約6割
- <課題>・要間伐森林がまだ残っており、間伐の遅れの解消に向け、継続的かつ確実に間伐を実施していくことが必要。

ウ 竹林対策（竹林の適正管理及び林種転換等）

- <成果>・竹林対策が着実に実施され、放置竹林の適正管理や拡大防止が図られた。
 - ・伐採した竹を搬出し、竹炭やカキいかだ用の竹材等として利活用するなど、継続的に竹林を整備する取組が広がりつつある。
- <課題>・平成元年以降急激に拡大した県内の竹林は、保全税による竹林対策創設以後、面積の拡大は止まったが減少までには至っていない。

エ 森林景観対策事業

- <成果>・国立公園等の観光地で、人目につく被害木の伐採が進み、重要な観光資源である自然景観の向上が図られている。
- <課題>・松くい虫やナラ枯れなど森林病虫害による枯死木が継続的に発生し、景観を阻害している。

オ とっとり県民参加の森づくり推進事業

- <成果>・この事業により、多くの県民が森林体験活動等に参加し、「森林をみんなで守る」意識の醸成が図られた。
 - ・ボランティア団体等による森林体験活動の企画・実施能力の向上や、活動の継続・継続的な実施、企画内容の充実に寄与している。
- <課題>・実施団体の減少傾向や固定化が続いており、事業の先細りが懸念されている。

第2章 森林環境保全税を取り巻く環境変化と今後のあり方について

1 鳥取県が目指す森林の姿と財政状況

(1) 鳥取県の森林の現状

- ・本県は、県土の総面積約 35 万 ha のうちの約 26 万 ha (74%) が森林で、森林率が全国平均を上回る緑豊かな森林県。森林の約 55%はスギ・ヒノキなどの人工林。
- ・戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えつつある中、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化に伴う森林所有者の施業意欲の低下により、適期に間伐が行われてこなかった森林が多く存在（間伐対象齢級の面積は全体の約 7 割に上る）。
- ・間伐などの適切な手入れを行わなければ、樹木の健全な生育が困難となり、水源かん養、山地災害防止などの森林の持つ公益的機能が失われることが懸念される。そのため、人工林の間伐の遅れの解消は、長年にわたり本県の林業施策の最重要課題となっている。

(2) 鳥取県が目指す森林の姿と今後取組が必要な課題

- ・木材等の生産をはじめ、水源のかん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収による温暖化防止、生物多様性の保全など、森林が持つ多様な機能の恩恵は、森林所有者や山間部の住民に限らず、すべての県民が広く享受している。
- ・県では、これら森林の多様な機能が十分に発揮されるよう、木材の生産・利用と環境保全の調和が取れた「多様で健全な森林づくり」を目指している（とっとり森林・林業振興ビジョン（令和3年3月策定）より）。
- ・これまで森林環境保全税を活用して間伐を始めとする森林の保全・整備に取り組み、大きな効果が得られているが、目指す森林の姿に近づけるには、次のような今後も取り組んでいくべき課題がある（それに必要な財政需要がある。）。

①【林業経営に適した人工林】

間伐は順調に進んできたが、引き続き推進が必要（進捗率 約 6 割）。

②【竹林対策】竹林の拡大は止まったが、減少には至っていない。

③【森林景観】病虫害による枯死木等が継続的に発生している。

④【林業経営に適さない人工林（不採算林・所有者不明森林）】

これまでの支援事業では対応できず、間伐等が進んでいない。

⑤【里山】住民との関わりが希薄となり荒廃が進行。

身近な森林として人との関係の再構築が必要。

(3) 鳥取県の財政状況

- ・鳥取県は、これまで全国に先駆けて職員給与の構造改革や定数削減、ネーミングライツなどによる財源確保の取組や徹底した事務事業見直しなどの行財政改革に取り組んできたものの、少子高齢化の進展などにより、この 20 年間における社会保障経費は国において 2 倍（+18.2 兆円）、本県で 2.2 倍（+181 億円）と著しく増大するなど、国・県ともに厳しい財政状況にある。
- ・加えて、災害防止や森林吸収源対策等の観点から森林整備の役割はますます重要となっており、本県の森林整備関連予算は 10 年前の 1.4 倍に増大しているものの、地方交付税の算定基礎となる森林整備関連の基準財政需要額は増えておらず、財源確保の見通しは不透明な状況である。

2 国による森林環境税・森林環境譲与税創設と県の森林環境保全税の関係

(1) 森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の創設

- ・林業の採算性の悪化等により、所有者による経営管理が困難な森林が増加したことや、所有者が不明な森林が増加したことを背景として、平成 30 年 5 月に「森林経営管理法」を制定し、平成 31 年 4 月から施行
- ・この法律により、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、市町村が仲介役となり森林所有者と森林組合等の林業経営者をつなぐ、「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」が開始

(2) 森林環境税と森林環境譲与税の創設

- ・平成 31 年度税制改正において、国税として森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林所有者からの委託を受け、市町村が自ら経営管理を行う場合は、森林環境譲与税を財源として森林整備が実施できる制度が開始

(3) 森林環境譲与税の主な使途と財政需要、森林環境保全税との関係整理

- ・県内市町村の大部分は、森林経営管理制度に基づく「市町村森林経営管理事業」が譲与税（国税）の最も大きな使途であると認識。同事業は、森林所有者による経営管理が困難な森林や、所有者が不明な森林について、森林経営管理制度に基づき、森林所有者に代わって市町村が森林整備を実施するもの。
- ・一方、これまで県は、森林環境保全税（県税）を活用し、森林所有者が行う間伐など「県民による森づくり」を支援してきた。その対象森林は、所有者による経営管理が可能な森林であり、市町村森林経営管理事業の対象森林とは基本的に異なる森林であり重複しない。
- ・県内の市町村に配分される森林環境譲与税（R6 以降 約 6.3 億円/年）に係る財政需要について、県で試算を行った結果、中長期的には、森林経営管理制度による森林整備に約 4.7 億円/年、人材育成・木材利用等も含めた全体では約 8.1 億円/年となり、国からの配分額を上回る財政需要が見込まれた。
- ・今後市町村に求められる森林整備等に対し、長期的にみて譲与税が余る状況ではないことから、森林環境保全税が担ってきた役割を、市町村に配分される森林環境譲与税で代替することは困難。

3 森林環境保全税の財政需要

(1) 使途の再整理

- ・森林環境保全税の今後の財政需要の試算に当たり、県と市町村との役割分担や、市町村の意見等を踏まえて、使途の再整理（使途事業の一部見直し）を検討した。

ア 間伐推進（間伐及び作業道整備）

- ・森林環境保全税が創設された平成 17 年当時の間伐必要面積から、森林経営管理制度に基づく「市町村森林経営管理事業」で対応する部分を除いた上で、保全税創設以降の間伐実施面積を差し引くことにより、今後の間伐必要面積（延べ面積）を算出。
- ・今後、間伐が必要な面積は延べ約 4.3 万 ha。これまでの進捗率は約 6 割であり、残る 4 割について引き続き間伐の推進が必要。
- ・「とっとり森林・林業振興ビジョン」で目標として掲げた間伐面積に基づいて算出すると、今後も間伐推進を継続すれば、令和 13 年度頃に必要な間伐が完了し、長年の課題であった間伐の遅れが解消すると見込まれる。

イ 竹林対策（竹林の適正管理及び林種転換等）

- ・県内の竹林面積は、平成元年度以降に急激に増加傾向に転じた。平成 20 年度から森林環境保全税を活用した竹林対策の実施により、竹林面積の増加を防いでいるが、減少傾向には至っていないのが現状の課題。
- ・今後、増加傾向に転じる以前の竹林面積（2,500ha）まで低減させることを目標とし、林種転換を推進するとともに、竹材の循環利用促進を進めていくことを検討（竹林対策実施面積を現行（年平均）の 1.25 倍とする目標案を設定）。
- ・「県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林」という条例使途を踏まえ、保全税による支援はエリアを限定する。
- ・竹林面積減少に向けた抜本的解決策となる林種転換を進めるため、エリア内における林種転換に係る支援を拡充する。

ウ 森林景観対策

- ・現行事業は、市町村が事業実施主体で県はそれを支援する補助事業であるが、森林景

観対策における県・市町村の関与のあり方を見直し、景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営で実施し、それ以外の範囲は廃止する。必要があれば市町村が単独で実施するという整理を行う。

- ・史跡名勝等周辺や自然公園といった対象のうち、県として対応が必要なものに絞り実施することを検討。

エ とっとり県民参加の森づくり推進事業

- ・里山整備など森づくりへの新たな担い手の参入促進を図るため、既存の「保全活動型」事業の要件緩和・拡充を検討する。

再整理一覧表

区分	現行の使途事業	方針	理由・見直し内容など	
公益的機能の発揮のための森林整備	とっとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わって行うスギ・ヒノキ人工林の強度間伐、荒廃地の条件整備	対象外	・必要な箇所は初期に実施済みであり事業完了	
	間伐推進	保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐を支援	対象	・間伐の遅れの解消のために必要
		保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備を支援	対象	
	竹林対策	竹林整備事業（竹林の適正管理） 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援	対象 (一部対象外)	・対象とする竹林のエリアを限定 ・事業実施主体から市町村を削除（近年実績がない）
		竹林の林種転換及び保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹の駆除を支援	対象 (一部対象外・拡充)	・対象とする竹林のエリアを限定 ・林種転換の推進のためエリア内では支援を拡充
	森林景観対策事業 市町村が行う国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援	対象 (一部対象外)	・景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営事業として見直し	
	モザイク林造成への上乗せ補助 モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林を支援	対象外	・別事業の活用が進んでいるため	
森林を守り育てる意識の醸成	とっとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施を支援	対象 (拡充)	・県民参加の推進のため、新たな担い手の参入促進に向けた要件緩和・拡充	
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知（各種広報）	対象	・税の周知のために必要	

(2) 財政需要の試算結果

- ・上記の使途の再整理を踏まえ、事業実施に必要な事業費等を試算した。
- ・令和13年度での間伐の遅れ解消を目標として、基金残高を解消しつつ事業を実施する場合、現行の税率（個人500円、法人5%）の維持が必要との試算結果となった。
(試算表を掲載予定)

4 県民アンケートの結果概要

(1) 調査概要

- ・実施期間 令和4年6月3日(金)から6月13日(月)午前9時まで
- ・対象 県政参画電子アンケート会員 697名
- ・回答者数 442名(回答率63.4%)

(2) 主な集計結果

- 県税・国税ともに認知度は低い。
 - ・「知らない」との回答が、県税は64%、国税は77%。
- 今後も県税を負担することに賛成が81%。
 - ・賛成81%（「賛成」45%、「どちらかと言えば賛成」36%）
 - ・反対11%（「反対」3%、「どちらかと言えば反対」8%）
- 賛成理由は、
 - 森林の保全・整備は長期的・継続的に取り組むべき(72%)、
 - 森林の公益的機能の恩恵はすべての県民が受けているから(51%)、
 - 手入れが必要な森林や放置竹林がまだ多く残っている(41%)、
 - 年額500円であれば負担できる(30%)等（複数選択式）
 - ・反対理由は、国税を使って各市町村が取り組むべき(38%)、
 - 森林の手入れは森林所有者が行うべき(県税による支援は不要)(26%)等
- 適当と考える県税の負担額は、年間500円が66%。
 - ・「500円よりも高くする」は7%で、1,000円が最多。
 - ・「500円よりも安くする」は4%で、100円が最多。
- 優先すべき使い道は、
 - 間伐・作業道整備(48%)、竹林の手入れや林種転換(44%)、
 - 皆伐・再造林(34%)、人材育成(34%)、国立公園等の景観改善(31%)、
 - 県民参加型の森林体験活動(27%)、里山の整備(24%)、県産材の利用促進(22%)
 - 等（複数選択式）
- 県税による私有林への支援は、森林の公益的機能を理由に賛成が8割。
 - ・保安林のように公益的機能が明確な森林であれば賛成(36%)
 - ・保安林に限らず、すべての森林は公益的機能があるため賛成(40%)

5 課題への対応

本検討会では、これまでの本税の取組の実績とその効果を検証するとともに、森林環境税や森林環境譲与税との関係性を踏まえた本税の財政需要について検討してきたところであるが、引き続き本税を存続するには、以下に掲げる課題に対応していく必要がある。

(1) 認知度の向上

- ・先述の県民アンケートでは、回答者のうちの約6割が本税を知らないと回答。
- ・本税は、森林を守り育てる意識の醸成を一つの政策目標に掲げ、県民の理解と協力のもとに継続してきた超過課税であり、存続にあたって県民の認知度向上は重要課題である。

ア 広報等による認知度向上

- ・本税の仕組みや取組に関するPRの中で、すべての県民が、納税を通じて森林を守り育てる役割を担っているという意識の醸成を図る必要がある。
- ・なお、PRにあたっては、森林環境税(譲与税)と森林環境保全税の各税の意義や使途整理についても、分かりやすく伝える工夫が必要である。

- ・租税教室や林業体験の活動の場を活用した広報活動
- ・メディアミックスによる周知
従来の周知方法（HP、県政だより、テレビ・ラジオCM、テレビ番組放送、フォーラムの開催など）に加え、アプリ広告、YouTube、Twitter、Facebookなど複数の媒体を組合せた発信
- ・県内のユーチューバーやインフルエンサー等との連携、外部委託化
- ・個人・法人県民税納付書等余白への記載内容の充実
- ・納付書等へのPRチラシの同封

イ 使途事業への参加による認知度向上

- ・森林の保全・整備を目的とした各府県の超過課税では、使途事業に県民が参加することを通じて、森林保全への意識醸成や税の認知度向上を図ることが重要視されており、多くの府県で県民参加型事業が実施されている。
- ・本県では、森林ボランティア団体等による森林体験活動等を支援する「とっとり県民参加の森づくり推進事業」がこれに当たり、これまで延べ約8万人が参加してきた。
- ・一方で、実施団体の減少傾向や固定化が続いており、事業の先細りが懸念されていることから、実施団体の新規参入促進策を検討・実施していくことが必要。
- ・今後も本事業を継続的に実施し、県民が森林保全に直接参加する機会を提供するとともに、活動時に森林環境保全税の意義・使途について参加者へ周知を図ることが必要。

(2) 成果の公表

- ・これまで本税の成果については、5年毎の見直しの際に整理・公表されてきたが、今後も県民の理解と協力を得る上では、本税を活用した事業の実績等を毎年度、県民に分かりやすい形で県ホームページに掲載するなど、本税による成果の公表を強化することが必要である。

第3章 令和5年度以降の森林環境保全税の基本的方向（提言）

1 森林環境保全税の制度

（1）制度の基本的方向

- ・本県では、本税を活用し森林づくりに取り組んできた結果、間伐の推進による素材生産量の飛躍的な増加や、竹林面積の拡大の抑止、多くの県民の参加による森林体験活動など、大きな効果が得られてきている。

（データ挿入予定）

- ・国において森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、譲与が開始されたが、県内市町村の大半は譲与税を市町村が行う公的な森林整備に優先的に使う考えであり、間伐に対する経済的負担の軽減などの財政負担や事業規模が大きな既存事業や県独自の取組である県民参加の森づくりや竹林対策等は、引き続き取り組んでいく必要がある。
- ・また、本県が目指す森林の姿を実現するためには、間伐の遅れの解消や竹林面積の減少など次年度以降も取り組んでいかなければならない施策があり、引き続き安定した財源の確保が必要。
- ・県民アンケートでも、森林の保全や整備は長期的で継続的な取組が必要として、今後も森林をすべての県民で守り育てる取組に対し税を負担することに賛成との意見が多く寄せられている。
- ・本税は、森林を県民すべての財産とし県民の皆様と守り育てていく仕組みとして大変重要であり、今後も継続が有効。

（2）税率

- ・財政需要に基づく所要額と同程度の税収が見込めることから現行の税率（個人年額500円、法人年率5%）を維持するのが適当。
- ・県民アンケートでも、約7割の方が現状と同じ年額500円でよいと回答。

（3）適用期間

- ・森林の保全及び森林を県民で守り育てると意識の醸成という政策目標を達成するためのものであるため、一定期間を経た段階で効果を検証し、制度の見直しを行うことが必要。
- ・森林保全のための施策は、その効果が現れるまである程度長い期間を要するが、事業の進捗状況や社会・経済情勢等の変化を踏まえて評価する必要があるため、5年間が適当。

（4）名称

- ・森林環境税（国税）との混同を避け、より親しみやすく、県民参加の森づくりをイメージしやすい税の名称への変更が望ましい。

2 森林環境保全税を活用する事業（案）

- ・本県が目指す森林の姿の実現に向けて、本税を活用して次の事業を実施していくことが有効である。

区分	使途事業（案）	理由・見直し内容など
公益的機能の発揮のための森林整備	間伐推進 保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐を支援	・間伐の遅れの解消のために必要
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備を支援	
	竹林対策 竹林整備事業（竹林の適正管理） 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹の搬出を支援	・対象とする竹林のエリアを限定 ・事業実施主体から市町村を削除（近年実績がない）
	竹林の林種転換及び保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹の駆除を支援	・対象とする竹林のエリアを限定 ・林種転換の推進のためエリア内では支援を拡充
	森林景観対策事業 国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等	・景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営事業として見直し
意守意識の育林醸成を成る	とっとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画の実施を支援	・県民参加の推進のため、新たな担い手の参入促進に向けた要件緩和・拡充
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知（各種広報）	・税の周知のために必要

3 森林環境保全税の存続に当たり留意すべき点

（1）県民参加の推進

- ・本税を存続するにあたっては、本税の活用により森林環境の保全が図られていることについて、県民の理解を深めることが重要である。そのためには、これまでの事業成果の公表等も含めて、本税の意義に対する県民の理解を深めるとともに、県民参加の推進につながる事業を充実させることが必要である。

（2）・・・

おわりに

検討会委員名簿・開催実績

付属資料